

瀬戸内市監査委員公表第11号

令和6年度定期監査及び行政監査結果報告に基づく措置状況の公表について

令和6年度定期監査及び行政監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が瀬戸内市長等からあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年5月29日

瀬戸内市監査委員 小 野 和 倫

瀬戸内市監査委員 河 本 裕 志

	監査結果	所管部署	措置状況
指摘事項	<p>消耗品の保管にあたり、備えなければならないとされる出納簿を備えていないこと、また、出納簿は作成されているものの適切に記載していないことは、規則に違反していると認められる。</p>	<p>教育委員会 社会教育課</p>	<p>消耗品出納簿を作成し、入出の管理を行っています。</p>
	<p>直接収納した収納金を当日又は翌日に指定金融機関等へ払込みできておらず、規則に違反しており、各部署で収納した現金を早急に収納し、盗難等のリスクを回避するなどの事故防止の観点からも速やかに現金を指定金融機関等に払込み、その後経理を行う等、運用方法を改善する必要があると認められる。また、各部署における収納金の払込みの実態を把握した上で、同一敷地内の複数部署が収納金の払込みを個別に行うのではなく、部署を横断して払込みを行うなど、盗難事件等の発生を未然に防止することを念頭に、事務を集約して負担の軽減を図るとともに、収納金を速やかに払込むための体制の整備について全庁的に検討する必要があると認められる。</p>	<p>教育委員会 中央公民館</p>	<p>当日収納した現金については、翌日には指定金融機関に払い込みを行うよう是正し、調定事務を行っている。 ただし、土・日曜日の収納金については、月曜日が休館日であるため、火曜日に指定金融機関に払い込みをしています。</p>
		<p>教育委員会 市民図書館</p>	<p>令和8年3月から当日収納した現金は、翌開館日に払込みをするよう是正した。 ただし、翌開館日が土日、祝日にあたる場合は、指定金融機関等の営業日に払込みをしている。</p>

監査結果		所管部署	措置状況
指摘事項	<p>契約の締結にあたり、契約保証金の免除に必要な決裁を受けないまま契約保証金を免除したことは適正ではなく、是正する必要があると認められる。</p>	<p>教育委員会 中央公民館</p>	<p>契約の相手方が過去 2 年間に市又は国若しくは他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行しており、かつ、その者が契約を履行しないおそれがないと認められることから、令和8年度から専決者である副市長の決裁を受けた上で、契約保証金を免除し、契約を締結する。</p>
	<p>補助金の交付にあたり、実際に支出した旅費が不明なまま、旅費の上限とされる条例に準じた額を旅費として交付していることは適正を欠いており、是正する必要があると認められる。</p>	<p>教育委員会 社会教育課</p>	<p>令和7年度の補助金交付に当たり、旅費については、領収書を確認し、旅費の上限とされる条例に準じた額との比較を行い、いずれか少ない額を補助対象経費として算出しています。</p>
指導事項	<p>印刷部数を精査することなく漫然と前年度と同じ部数の印刷を行っていることは、経済性の観点から適正な部数とするよう検討する必要があると認められる。</p>	<p>教育委員会 社会教育課</p>	<p>生徒数等を把握し印刷部数を決定しています。</p>
	<p>適格請求書等の写しの保存期間を、法令に定められた保存期間に満たない期間としていることは、将来、法令に違反する恐れがあることから、適正な保存期間とする必要があると認められる。</p>	<p>教育委員会 中央公民館</p> <p>教育委員会 市民図書館</p>	<p>インボイスに関する請求書等の保存期間を 10 年として保存するよう是正した。</p> <p>調定決議書綴の保存年限を 5 年から 10 年に改め、同綴にインボイスに関する請求書等(債務請求明細書)の写しを添付するよう是正している。</p>